

平成 18 年 6 月 5 日

各 位

栃木県宇都宮市一条二丁目 7 番 24 号
株 式 会 社 宮
代 表 取 締 役 社 長 宮 田 永 善
(コード番号 9901 : JASDAQ)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 近 能 欣 充
TEL (028) 634 - 3815

第三者割当による新株式（普通株式・無議決権優先株式）発行及び 転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（普通株式・無議決権優先株式）発行及び転換社債型新株予約権付社債発行について、下記の通り決議致しましたので、お知らせ致します。

本決議は、本日別途公表致しました「資本増強に向けた出資引受契約書の締結について」に記載の通り、株式会社足利銀行（以下、「足利銀行」）、株式会社栃木銀行（以下、「栃木銀行」）及び株式会社東和銀行（以下、「東和銀行」）並びに株式会社コロワイド（以下、「コロワイド」）との間において、当社の資本増強に向けた出資引受契約書締結に併せて実施したものです。

なお、本発行決議及び出資引受契約につきましては、本日提出致しました有価証券届出書の効力が発生すること、及び平成 18 年 6 月 30 日開催予定の臨時株主総会において、発行に関する必要議案の承認が得られることが、前提となります。

また、上記前提が満たされた場合、当社は、第三者割当による普通株式の発行により、コロワイドの連結子会社となる見込です。

記

1. 第三者割当による普通株式の発行

発行内容の詳細は別紙 1 に記載のとおりですが、その概要は以下のとおりです。

新 株 の 種 類 : 株式会社宮 普通株式
発 行 株 式 数 : 20,000,000 株
発 行 価 額 : 1 株につき 90 円
発 行 価 額 の 総 額 : 1,800,000,000 円
資 本 組 入 額 : 1 株につき 45 円

本プレスリリースは、当社の普通株式、無議決権優先株式及び転換社債型新株予約権付社債について一般に公表するためのものであり、投資勧誘その他の目的のために作成されたものではありません。

資本組入額の総額 : 900,000,000 円

払 込 期 日 : 平成 18 年 7 月 14 日 (金)

割当先及び株式数 : 株式会社コロワイド 20,000,000 株

2. 第三者割当による優先株式の発行

発行内容の詳細は別紙 2～4 に記載のとおりですが、その概要は以下のとおりです。

① 第 1 回無議決権優先株式

新 株 の 種 類 : 株式会社宮 第 1 回無議決権優先株式

発 行 株 式 数 : 7 株

発 行 価 額 : 1 株につき 100,000,000 円

発行価額の総額 : 700,000,000 円

資 本 組 入 額 : 1 株につき 50,000,000 円

資本組入額の総額 : 350,000,000 円

払 込 期 日 : 平成 18 年 7 月 14 日 (金)

割当先及び株式数 : 株式会社足利銀行 5 株

株式会社栃木銀行 2 株

② 第 2 回無議決権優先株式

新 株 の 種 類 : 株式会社宮 第 2 回無議決権優先株式

発 行 株 式 数 : 7 株

発 行 価 額 : 1 株につき 100,000,000 円

発行価額の総額 : 700,000,000 円

資 本 組 入 額 : 1 株につき 50,000,000 円

資本組入額の総額 : 350,000,000 円

払 込 期 日 : 平成 18 年 7 月 14 日 (金)

割当先及び株式数 : 株式会社足利銀行 5 株

株式会社栃木銀行 2 株

③ 第 3 回無議決権優先株式

新 株 の 種 類 : 株式会社宮 第 3 回無議決権優先株式

発 行 株 式 数 : 18 株

本プレスリリースは、当社の普通株式、無議決権優先株式及び転換社債型新株予約権付社債について一般に公表するためのものであり、投資勧誘その他の目的のために作成されたものではありません。

発行価額：1株につき 100,000,000 円
 発行価額の総額：1,800,000,000 円
 資本組入額：1株につき 50,000,000 円
 資本組入額の総額：900,000,000 円
 払込期日：平成18年7月14日（金）
 割当先及び株式数：株式会社足利銀行 10株
 株式会社栃木銀行 6株
 株式会社東和銀行 2株

3. 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

発行内容の詳細は別紙5記載のとおりですが、その概要は以下のとおりです。

社債の名称：株式会社宮 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
 （転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
 払込期日：平成18年7月14日（金）
 償還日：平成25年10月31日（木）
 社債の総額：2,200,000,000 円
 各社債の金額：90,000,000 円（23枚）及び130,000,000 円（1枚）の2種のみとする。
 利率：1.5%
 行使価額：1株につき 90 円
 発行価額：額面100円につき金100円とする。ただし、本新株予約権は無償にて発行する。
 償還価額：額面100円につき金100円とする。
 物上担保及び保証：本社債には物上担保又は保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
 割当先及び発行額：株式会社コロワイド 2,200,000,000 円

本プレスリリースは、当社の普通株式、無議決権優先株式及び転換社債型新株予約権付社債について一般に公表するためのものであり、投資勧誘その他の目的のために作成されたものではありません。

(ご参考)

1. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	18,309,500 株
増資による増加株式数	20,000,032 株
（うち普通株式）	20,000,000 株
（うち第1回無議決権優先株式）	7 株
（うち第2回無議決権優先株式）	7 株
（うち第3回無議決権優先株式）	18 株
増資後の発行済株式総数	38,309,532 株

2. 増資・新株予約権付社債発行の理由及び資金使途等

(1) 株主以外の者に対し特に有利な価額をもって普通株式及び新株予約権を発行する理由

当社は、平成18年5月15日に公表致しました「平成19年2月期 中間期及び通期業績予想の修正について」に記載の通り、当期において、減損会計の新規適用並びに事業再構築に向けた各種固定資産の早期売却及び不採算店舗の抜本的閉鎖・業態変更といった諸施策の実施により、多額の特別損失の計上を見込んでおります。そこで、当該特別損失の計上に伴う債務超過を回避し、上記諸施策への抜本的対応の原資とすると共に、過剰な有利子負債の圧縮を実施するべく、自己資本の増強及び新規資金の調達が不可欠であると判断致しました。なお、調達方法につきましては、所要の自己資本増強額及び新規資金調達額等を勘案の上、割当予定先との協議の結果、決定致しました。また、普通株式及び転換社債型新株予約権付社債を引き受ける予定のコロナイドには、当社の事業再構築をより円滑に進められるよう事業面でご協力頂く予定です。

(2) 調達資金の使途

当該第三者割当増資等による資金の使途につきましては、発行総額7,200百万円から発行諸費用の概算額108百万円を差し引いた残額について、有利子負債の返済及び店舗の閉鎖・業態変更費用等に充当する予定ですが、具体的金額につきましては、売却予定資産の売却動向等を踏まえて決定する予定です。

(3) 発行価額等の決定方法

普通株式の発行価額及び転換社債型新株予約権付社債の行使価額につきましては、普通株式及び新株予約権付社債の引受先確保が事業再建上必須であること、並びに今後の事業再建過程において多面的な協力を得られる事業会社への割当であることを考慮した上で、当社の財政状態及び収益状況等を踏まえて決定致しました。

なお、普通株式の発行価額及び転換社債型新株予約権付社債の行使価額の決定に際しましては、独立した第三者である東京共同会計事務所による企業価値・株式価値に関する評価を参考にしております。

(4) 業績及び配当の見通し

今回の資金調達に伴い、平成18年5月15日に公表致しました「平成19年2月期 中間期及び通期業績予想の修正について」に記載の業績予想からの変更は現時点ではございません。

本プレスリリースは、当社の普通株式、無議決権優先株式及び転換社債型新株予約権付社債について一般に公表するためのものであり、投資勧誘その他の目的のために作成されたものではありません。

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益	1株当たり 年間配当金
平成19年2月期(予想) (平成18年5月15日公表)	17,325 百万円	109 百万円	△8,010 百万円	△437円 47銭	—
平成18年2月期 (前期実績)	20,417 百万円	△823 百万円	△1,519 百万円	△83円 3銭	—

(注1) 1株当たり年間配当金を除き、連結業績に関する情報を記載しております。

(注2) 1株当たり当期純利益につきましては、前期末現在の発行済株式総数(18,309,500株)で除した数値を記載しております。

(注3) 1株当たり年間配当金に関し、前期は配当を行っておらず、また当期は未定のため、記載しておりません。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対しての配当及び内部留保の適切なバランスを重視しており、安定的配当と企業体質の強化及び事業展開のための内部留保の両立を基本方針としております。

従来無配が継続しておりますが、事業再構築をより一層推進し、財務体質の改善是正を行いながら、早期に利益配当ができるよう努力致す所存です。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定にあたっての基本的な考え方は、上記(1)の通りです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金は、財務体質の改善資金及び新規設備投資等今後の成長資金として有効に活用してまいります。

(4) その他

該当事項はありません。

(5) 過去3決算期間の配当状況等

	平成16年2月期	平成17年2月期	平成18年2月期
1株あたり当期純損失	37.62円	7.26円	71.12円
1株あたり年間配当金	—	—	—
実績配当性向	—	—	—
株主資本当期純利益率	—	—	—
株主資本配当率	—	—	—

本プレスリリースは、当社の普通株式、無議決権優先株式及び転換社債型新株予約権付社債について一般に公表するためのものであり、投資勧誘その他の目的のために作成されたものではありません。

(注)過去3決算期間において、いずれも当期純損失を計上すると共に、配当を実施していないため、実績配当性向、株主資本当期純利益率及び株主資本配当率については記載しておりません。

4. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年2月期	平成17年2月期	平成18年2月期	平成19年2月期
始値	586 円	520 円	577 円	406 円
高値	627 円	600 円	650 円	465 円
安値	505 円	510 円	347 円	376 円
終値	518 円	580 円	406 円	384 円
株価収益率	—	—	—	—

(注1)上記株価は、平成16年12月13日より、ジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前は日本証券業協会公表のものとあります。

(注2)平成19年2月期の株価については、平成18年6月2日現在で表示しております。

(注3)株価収益率については、過去3決算期間においていずれも当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 割当予定先の概要

(1) 普通株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の割当予定先

割 当 予 定 株 式 等 の 名 称	普通株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債		
割 当 予 定 先 の 名 称	株式会社コロワイド		
本 店 所 在 地	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号		
代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 渡辺 順寛		
資 本 金 の 額	5,482,019 千円 (平成18年3月31日現在)		
発 行 済 株 式 総 数	42,293,085 株 (平成18年3月31日現在)		
大 株 主 及 び 持 株 比 率	<u>普通株式</u>		
	蔵人 金男		13.2%
	蔵人 良子		8.5%
	有限会社サンクロード		6.5%
	蔵人 賢樹		5.9%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)		4.4%
	<u>第1回優先株式</u>		
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)		100.0%
	<u>第2回優先株式</u>		
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)		100.0%
	(平成18年3月31日現在)		

本プレスリリースは、当社の普通株式、無議決権優先株式及び転換社債型新株予約権付社債について一般に公表するためのものであり、投資勧誘その他の目的のために作成されたものではありません。

事業の内容			居酒屋、日本料理及びイタリア料理を中心とした 直営飲食店チェーン	
主要な連結経営成績・財政状態			平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
	売上高		71,589 百万円	93,064 百万円
	営業利益		3,273 百万円	4,399 百万円
	経常利益		2,696 百万円	3,946 百万円
	当期純利益		390 百万円	406 百万円
	総資産		61,100 百万円	85,105 百万円
	純資産		11,792 百万円	14,926 百万円
	当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数	該当事項はありません。
取得者が保有している当社の株式の数			該当事項はありません。	
取引関係		該当事項はありません。		
人事関係		該当事項はありません。		

(2) 無議決権優先株式（第 1 回、第 2 回及び第 3 回）の割当予定先

割 当 予 定 株 式 等 の 名 称			第 1 回、第 2 回及び第 3 回無議決権優先株式		
割 当 予 定 先 の 名 称			株式会社足利銀行		
本 店 所 在 地			栃木県宇都宮市桜四丁目 1 番 25 号		
代 表 者 の 氏 名			取締役兼執行役頭取 池田 憲人		
資 本 金 の 額			147,429 百万円（平成 18 年 3 月 31 日現在）		
発 行 済 株 式 総 数			884,880,355 株（平成 18 年 3 月 31 日現在）		
大 株 主 及 び 持 株 比 率			預金保険機構 100.0% (平成 18 年 3 月 31 日現在)		
事 業 の 内 容			銀行業		
主要な連結経営成績・財政状態			平成 17 年 3 月期		平成 18 年 3 月期
	経 常 収 益		113,170 百万円		104,532 百万円
	経 常 利 益		39,053 百万円		42,349 百万円
	当 期 純 利 益		118,496 百万円		160,258 百万円
	総 資 産		3,923,407 百万円		4,227,744 百万円
	純 資 産		△557,456 百万円		△383,236 百万円
当 社 と の 関 係	出 資 関 係	当社が保有している取得者の株式の数	該当事項はありません。		
		取得者が保有している当社の株式の数	834,980 株		
	取 引 関 係		預金・借入取引等		

本プレスリリースは、当社の普通株式、無議決権優先株式及び転換社債型新株予約権付社債について一般に公表するためのものであり、投資勧誘その他の目的のために作成されたものではありません。

人 事 関 係	該当事項はありません。
---------	-------------

割 当 予 定 株 式 等 の 名 称	第1回、第2回及び第3回無議決権優先株式	
割 当 予 定 先 の 名 称	株式会社栃木銀行	
本 店 所 在 地	栃木県宇都宮市西二丁目1番18号	
代 表 者 の 氏 名	取締役頭取 小林 辰興	
資 本 金 の 額	27,408 百万円（平成 18 年 3 月 31 日現在）	
発 行 済 株 式 総 数	113,722,329 株（平成 18 年 3 月 31 日現在）	
大 株 主 及 び 持 株 比 率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 4) 3.5% 栃木銀行行員持株会 3.2% 株式会社新生銀行 3.1% 株式会社京葉銀行 3.1% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 3.0% （平成 17 年 9 月 30 日現在）	
事 業 の 内 容	銀行業	
主要な連結経営成績・財政状態	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
	経 常 収 益	52,741 百万円 54,521 百万円
	経 常 利 益	3,517 百万円 5,003 百万円
	当 期 純 利 益	2,434 百万円 4,345 百万円
	総 資 産	2,208,086 百万円 2,245,179 百万円
	純 資 産	114,225 百万円 115,403 百万円
当 社 と の 関 係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 580,000 株
		取得者が保有している当社の株式の数 652,500 株
	取 引 関 係	預金・借入取引等
	人 事 関 係	該当事項はありません。

割 当 予 定 株 式 等 の 名 称	第3回無議決権優先株式	
割 当 予 定 先 の 名 称	株式会社東和銀行	
本 店 所 在 地	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	
代 表 者 の 氏 名	取締役頭取 増田 熙男	
資 本 金 の 額	35,565 百万円（平成 18 年 3 月 31 日現在）	
発 行 済 株 式 総 数	241,313,529 株（平成 18 年 3 月 31 日現在）	

本プレスリリースは、当社の普通株式、無議決権優先株式及び転換社債型新株予約権付社債について一般に公表するためのものであり、投資勧誘その他の目的のために作成されたものではありません。

大株主及び持株比率	東和銀行従業員持株会		3.6%	
	株式会社あおぞら銀行		2.8%	
	株式会社新生銀行		2.8%	
	株式会社みずほコーポレート銀行		2.5%	
	株式会社メデカジャパン		2.4%	
	(平成17年9月30日現在)			
事業の内容			銀行業	
主要な連結経営成績・財政状態			平成17年3月期	平成18年3月期
当 社 と の 関 係	出資関係	当 社 が 保 有 し て い る 取 得 者 の 株 式 の 数	2,872,000株	
		取 得 者 が 保 有 し て い る 当 社 の 株 式 の 数	901,000株	
	取引関係		預金・借入取引等	
	人事関係		該当事項はありません。	

6. 大株主の異動状況

普通株式の発行に伴う大株主の異動状況は以下の通りです(議決権付株式の総数に対する比率の上位5位を記載しております)。

平成18年2月28日現在：			
鈴木 栄一	2,528,344株	13.8%	
株式会社ユニバーサル・レジヤ・システム	1,059,823株	5.7%	
株式会社東和銀行	901,000株	4.9%	
株式会社ベルモール	885,300株	4.8%	
株式会社足利銀行	834,980株	4.5%	
普通株式発行後：			
株式会社コロワイド	20,000,000株	52.2%	
鈴木 栄一	2,528,344株	6.5%	
株式会社ユニバーサル・レジヤ・システム	1,059,823株	2.7%	
株式会社東和銀行	901,000株	2.3%	
株式会社ベルモール	885,300株	2.3%	

7. 効力発生

普通株式、第1回、第2回及び第3回無議決権優先株式並びに第1回無担保転換社債型新株予約

本プレスリリースは、当社の普通株式、無議決権優先株式及び転換社債型新株予約権付社債について一般に公表するためのものであり、投資勧誘その他の目的のために作成されたものではありません。

権付社債のいずれにつきましても、平成 18 年 6 月 30 日開催予定の臨時株主総会において、発行に関する必要議案の承認が必要となります。また、普通株式及び第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債については、有価証券届出書の効力発生を条件と致します。

8. 上場予定

第 1 回、第 2 回及び第 3 回無議決権優先株式並びに第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債について上場の予定はございません。

9. 割当新株式の譲渡報告に関する事項等

普通株式並びに第 1 回、第 2 回及び第 3 回無議決権優先株式について、当社と割当予定先の間に、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。但し、発行日から 2 年以内に譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

10. 今後の増資についての考え方

現在のところ、本件を除く増資の予定はございません。

11. 今後の日程

(1) 普通株式・優先株式(第 1 回、第 2 回及び第 3 回)

平成 18 年 6 月 5 日	取締役会決議
平成 18 年 6 月 5 日	有価証券届出書提出（普通株式）
平成 18 年 6 月 5 日	臨時報告書提出（優先株式）
平成 18 年 6 月 21 日	有価証券届出書効力発生
平成 18 年 6 月 30 日	臨時株主総会
平成 18 年 7 月 14 日	申込期日・払込期日
平成 18 年 7 月 14 日	新株式発行予定日

(2) 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

平成 18 年 6 月 5 日	取締役会決議
平成 18 年 6 月 5 日	有価証券届出書提出
平成 18 年 6 月 21 日	有価証券届出書効力発生
平成 18 年 6 月 30 日	臨時株主総会
平成 18 年 7 月 14 日	申込期日・払込期日
平成 18 年 7 月 14 日	社債発行予定日

以 上

本プレスリリースは、当社の普通株式、無議決権優先株式及び転換社債型新株予約権付社債について一般に公表するためのものであり、投資勧誘その他の目的のために作成されたものではありません。

株式会社宮普通株式
＜新株発行要項＞

1. 商 号 : 株式会社宮
2. 募集株式の種類 : 普通株式
3. 募集株式の数 : 20,000,000 株
4. 払 込 金 額 : 1 株につき 90 円 (総額 1,800,000,000 円)
5. 資本組入額等 : 1 株につき 45 円 (総額 900,000,000 円)
6. 資本準備金組入額 : 1 株につき 45 円 (総額 900,000,000 円)
7. 申 込 期 日 : 平成 18 年 7 月 14 日 (金)
8. 払 込 期 日 : 平成 18 年 7 月 14 日 (金)
9. 割 当 年 月 日 : 平成 18 年 7 月 14 日 (金)
10. 配 当 起 算 日 : 平成 18 年 3 月 1 日 (水)
11. 割 当 方 法 : 第三者割当の方法により、全ての募集株式を株式会社コロワイドに対して割り当てる。

**株式会社宮第 1 回無議決権優先株式
＜新株発行要項＞**

1. 商 号 : 株式会社宮
2. 募集株式の種類 : 株式会社宮第 1 回無議決権優先株式（以下「第 1 回優先株式」という。）
3. 募集株式の数 : 7 株
4. 払 込 金 額 : 1 株につき 100,000,000 円（総額 700,000,000 円）
5. 資本組入額等 : 1 株につき 50,000,000 円（総額 350,000,000 円）
6. 資本準備金組入額 : 1 株につき 50,000,000 円（総額 350,000,000 円）
7. 申 込 期 日 : 平成 18 年 7 月 14 日（金）
8. 払 込 期 日 : 平成 18 年 7 月 14 日（金）
9. 割 当 年 月 日 : 平成 18 年 7 月 14 日（金）
10. 配 当 起 算 日 : 平成 18 年 7 月 14 日（金）
11. 割 当 方 法 : 第三者割当の方法により以下のとおり割り当てる。
 株式会社足利銀行..... 5 株
 株式会社栃木銀行..... 2 株
 株式会社東和銀行..... 0 株

12. 第 1 回優先配当金

- (1) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第 1 回優先株式を有する株主（以下「第 1 回優先株主」という。）又は第 1 回優先株式の登録株式質権者（以下「第 1 回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第 1 回優先株式 1 株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）（以下「第 1 回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第 1 回優先中間配当金が支払われた場合、第 1 回優先配当金の支払いは、第 1 回優先中間配当金を控除した額による。

$$\boxed{\text{第 1 回優先配当金} = 100,000,000 \text{ 円} \times 1.50\%}$$

- (2) ある事業年度において、第 1 回優先株主又は第 1 回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1 株につき第 1 回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。
- (3) ある事業年度において、第 1 回優先株主又は第 1 回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第 1 回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第 1 回優先配当金」という。）については、第 1 回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第 1 回優先株主又は第 1 回優先登録株式質権者に支払う。
- (4) 第 1 回優先株主又は第 1 回優先登録株式質権者に対しては、第 1 回優先配当金を超えて配当を行わない。

13. 第 1 回優先中間配当金の額

- (1) 当社が、会社法第 454 条第 5 項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第 1 回優先株主又は第 1 回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通

登録株式質権者に先立ち、第1回優先株式1株につき第1回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第1回優先中間配当金」という。）を支払う。

- (2) 第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第1回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

14. 残余財産の分配

- (1) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して、第1回累積未払優先配当金相当額を支払う。
- (2) 第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対しては、第1回優先株式1株につき100,000,000円及び累積未払第1回優先配当金相当額の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。

15. 議決権

第1回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

16. 取得請求権（転換請求権）

- (1) 第1回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第1回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。
- (2) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (3) 転換請求と引換えに交付する株式の数
第1回優先株式の転換請求と引換えに第1回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第1回優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

- (4) 転換価額
転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (5) 転換請求可能期間
第1回優先株主が転換請求することができる期間は、平成21年10月1日からとする。
- (6) 転換請求受付場所
株式会社宮本社総務部
- (7) 転換請求の効力の発生
転換請求の効力は、当社所定の転換請求書及び第1回優先株券が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

17. 取得条項①（強制転換）

- (1) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第1回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。
- (2) 強制転換と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式

(3) 強制転換と引換えに交付する株式の数

第1回優先株式の強制取得と引換えに第1回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第1回優先株主が保有する第1回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$

(4) 強制転換価額

強制転換価額は、強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 第1回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

18. 取得条項②（強制償還）

- (1) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、第1回優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。
- (2) 強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、第1回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における第1回累積未払優先配当金相当額及び第1回日割未払優先配当金相当額を加えた額とする。
- (3) 第1回日割未払優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第1回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (4) 第1回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。
- (5) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）額の合計額を控除した金額を限度とする。

19. 種類株主総会

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第1回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

- (1) 定款変更（株式の種類の新規追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）
- (2) 株式の併合又は分割
- (3) 株式の株主割当て又は無償割当て
- (4) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

20. 譲渡制限

第1回優先株式の譲渡又は取得については、第1回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

21. 優先順位

株式会社社宮第1回無議決権優先株式、株式会社社宮第2回無議決権優先株式及び株式会社社宮第3回無議決権優先株式に係る剰余金の配当及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

以上

**株式会社宮第 2 回無議決権優先株式
＜新株発行要項＞**

1. 商 号 : 株式会社宮
2. 募集株式の種類 : 株式会社宮第 2 回無議決権優先株式（以下「第 2 回優先株式」という。）
3. 募集株式の数 : 7 株
4. 払 込 金 額 : 1 株につき 100,000,000 円（総額 700,000,000 円）
5. 資本組入額等 : 1 株につき 50,000,000 円（総額 350,000,000 円）
6. 資本準備金組入額 : 1 株につき 50,000,000 円（総額 350,000,000 円）
7. 申 込 期 日 : 平成 18 年 7 月 14 日（金）
8. 払 込 期 日 : 平成 18 年 7 月 14 日（金）
9. 割 当 年 月 日 : 平成 18 年 7 月 14 日（金）
10. 配 当 起 算 日 : 平成 18 年 7 月 14 日（金）
11. 割 当 方 法 : 第三者割当の方法により以下のとおり割り当てる。
 株式会社足利銀行..... 5 株
 株式会社栃木銀行..... 2 株
 株式会社東和銀行..... 0 株

12. 第 2 回優先配当金

- (1) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第 2 回優先株式を有する株主（以下「第 2 回優先株主」という。）又は第 2 回優先株式の登録株式質権者（以下「第 2 回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第 2 回優先株式 1 株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）（以下「第 2 回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第 2 回優先中間配当金が支払われた場合、第 2 回優先配当金の支払いは、第 2 回優先中間配当金を控除した額による。

$$\boxed{\text{第 2 回優先配当金} = 100,000,000 \text{ 円} \times 1.50\%}$$

- (2) ある事業年度において、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1 株につき第 2 回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。
- (3) ある事業年度において、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第 2 回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第 2 回優先配当金」という。）については、第 2 回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に支払う。
- (4) 第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対しては、第 2 回優先配当金を超えて配当を行わない。

13. 第 2 回優先中間配当金の額

- (1) 当社が、会社法第 454 条第 5 項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通

登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第2回優先中間配当金」という。）を支払う。

- (2) 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第2回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

14. 残余財産の分配

- (1) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して、第2回累積未払優先配当金相当額を支払う。
- (2) 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、第2回優先株式1株につき100,000,000円及び累積未払第2回優先配当金相当額の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。

15. 議決権

第2回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

16. 取得請求権（転換請求権）

- (1) 第2回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第2回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

- (2) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式

- (3) 転換請求と引換えに交付する株式の数

第2回優先株式の転換請求と引換えに第2回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第2回優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

- (4) 転換価額

転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (5) 転換請求可能期間

第2回優先株主が転換請求することができる期間は、平成22年10月1日からとする。

- (6) 転換請求受付場所

株式会社宮本社総務部

- (7) 転換請求の効力の発生

転換請求の効力は、当社所定の転換請求書及び第2回優先株券が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

17. 取得条項①（強制転換）

- (1) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第2回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。

- (2) 強制転換と引換えに交付する財産の内容

当社普通株式

- (3) 強制転換と引換えに交付する株式の数

第2回優先株式の強制取得と引換えに第2回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第2回優先株主が保有する第2回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$

- (4) 強制転換価額

強制転換価額は、強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (5) 第2回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

18. 取得条項②（強制償還）

- (1) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、第2回優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。
- (2) 強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、第2回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における第2回累積未払優先配当金相当額及び第2回日割未払優先配当金相当額を加えた額とする。
- (3) 第2回日割未払優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (4) 第2回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。
- (5) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）額の合計額を控除した金額を限度とする。

19. 種類株主総会

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第2回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

- (1) 定款変更（株式の種類の新規追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）
- (2) 株式の併合又は分割
- (3) 株式の株主割当て又は無償割当て
- (4) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

20. 譲渡制限

第2回優先株式の譲渡又は取得については、第2回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

21. 優先順位

株式会社社宮第1回無議決権優先株式、株式会社社宮第2回無議決権優先株式及び株式会社社宮第3回無議決権優先株式に係る剰余金の配当及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

以上

**株式会社宮第 3 回無議決権優先株式
＜新株発行要項＞**

1. 商 号 : 株式会社宮
2. 募集株式の種類 : 株式会社宮第 3 回無議決権優先株式（以下「第 3 回優先株式」という。）
3. 募集株式の数 : 18 株
4. 払 込 金 額 : 1 株につき 100,000,000 円（総額 1,800,000,000 円）
5. 資本組入額等 : 1 株につき 50,000,000 円（総額 900,000,000 円）
6. 資本準備金組入額 : 1 株につき 50,000,000 円（総額 900,000,000 円）
7. 申 込 期 日 : 平成 18 年 7 月 14 日（金）
8. 払 込 期 日 : 平成 18 年 7 月 14 日（金）
9. 割 当 年 月 日 : 平成 18 年 7 月 14 日（金）
10. 配 当 起 算 日 : 平成 18 年 7 月 14 日（金）
11. 割 当 方 法 : 第三者割当の方法により以下のとおり割り当てる。
 株式会社足利銀行..... 10 株
 株式会社栃木銀行..... 6 株
 株式会社東和銀行..... 2 株
12. 第 3 回優先配当金
 - (1) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第 3 回優先株式を有する株主（以下「第 3 回優先株主」という。）又は第 3 回優先株式の登録株式質権者（以下「第 3 回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第 3 回優先株式 1 株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）（以下「第 3 回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第 3 回優先中間配当金が支払われた場合、第 3 回優先配当金の支払いは、第 3 回優先中間配当金を控除した額による。

$$\boxed{\text{第 3 回優先配当金} = 100,000,000 \text{ 円} \times 1.50\%}$$
 - (2) ある事業年度において、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1 株につき第 3 回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。
 - (3) ある事業年度において、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第 3 回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第 3 回優先配当金」という。）については、第 3 回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に支払う。
 - (4) 第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対しては、第 3 回優先配当金を超えて配当を行わない。
13. 第 3 回優先中間配当金の額
 - (1) 当社が、会社法第 454 条第 5 項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通

登録株式質権者に先立ち、第3回優先株式1株につき第3回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第3回優先中間配当金」という。）を支払う。

- (2) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第3回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

14. 残余財産の分配

- (1) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して、第3回累積未払優先配当金相当額を支払う。
- (2) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、第3回優先株式1株につき100,000,000円及び累積未払第3回優先配当金相当額の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。

15. 議決権

第3回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

16. 取得請求権（転換請求権）

- (1) 第3回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第3回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。
- (2) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (3) 転換請求と引換えに交付する株式の数
第3回優先株式の転換請求と引換えに第3回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第3回優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

- (4) 転換価額
転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (5) 転換請求可能期間
第3回優先株主が転換請求することができる期間は、平成23年10月1日からとする。
- (6) 転換請求受付場所
株式会社宮本社総務部
- (7) 転換請求の効力の発生
転換請求の効力は、当社所定の転換請求書及び第3回優先株券が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

17. 取得条項①（強制転換）

- (1) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第3回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。
- (2) 強制転換と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式

(3) 強制転換と引換えに交付する株式の数

第3回優先株式の強制取得と引換えに第3回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第3回優先株主が保有する第3回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$

(4) 強制転換価額

強制転換価額は、強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 第3回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

18. 取得条項②（強制償還）

- (1) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、第3回優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。
- (2) 強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、第3回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における第3回累積未払優先配当金相当額及び第3回日割未払優先配当金相当額を加えた額とする。
- (3) 第3回日割未払優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (4) 第3回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。
- (5) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）額の合計額を控除した金額を限度とする。

19. 種類株主総会

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第3回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

- (1) 定款変更（株式の種類の新規追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）
- (2) 株式の併合又は分割
- (3) 株式の株主割当て又は無償割当て
- (4) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

20. 譲渡制限

第3回優先株式の譲渡又は取得については、第3回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

21. 優先順位

株式会社社宮第1回無議決権優先株式、株式会社社宮第2回無議決権優先株式及び株式会社社宮第3回無議決権優先株式に係る剰余金の配当及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

以上

株式会社宮
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
社債要項

1. 商 号 : 株式会社宮
2. 社 債 の 名 称 : 株式会社宮第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を「本新株予約権」という。)
3. 社 債 の 総 額 : 2,200,000,000 円
4. 各 社 債 の 金 額 : 90,000,000 円 (23 枚) 及び 130,000,000 円 (1 枚) の 2 種のみとする。
5. 社 債 券 の 形 式 : 無記名式とし、記名式への転換請求はできない。
6. 利 率 : 1.5%
7. 払 込 金 額 : 額面 100 円につき金 100 円とする。ただし、本新株予約権については金銭の払込を要しない。
8. 払 込 期 日 : 平成 18 年 7 月 14 日 (金)
9. 社 債 の 割 当 日 : 平成 18 年 7 月 14 日 (金)
10. 償 還 金 額 : 額面 100 円につき金 100 円とする。ただし、繰上償還の場合は第19項に定める価額による。
11. 償 還 日 : 平成 25 年 10 月 31 日 (木) (ただし、繰上償還の場合は第19項の定めに従う。)
12. 社 債 管 理 者 : 設置しない (会社法第 702 条ただし書きの要件を充足するため)。
13. 社 債 原 簿 管 理 人 : 設置しない。
14. 登 録 機 関 : 設置しない。
15. 元 利 金 支 払 場 所 : 株式会社宮本店
16. 行使請求受付場所 : 株式会社宮本社総務部
17. 社 債 券 の 発 行 : 本社債について社債券を発行することとし、その種類は 90,000,000 円 (23 枚) 及び 130,000,000 円 (1 枚) の 2 種のみとする。
18. 物上担保及び保証 : 本社債には物上担保又は保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
19. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、償還日に、額面 100 円につき金 100 円をもって、その総額を償還する。
 - (2) 償還日又は繰上償還の日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (3) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。
 - (4) 本社債を消却する場合、当社は、取得した本新株予約権につき、その権利を放棄する。

20. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、割当日の翌日から償還日までこれを付し、平成 18 年 10 月 31 日を第 1 回の支払期日として平成 18 年 7 月 15 日から当該日までの分を支払い、その後毎年 10 月 31 日（以下「利払日」という。）に各々その日までの分を後払いする。ただし、1 か年に満たない利息を計算するときは、1 年を 365 日とし、実日数に応じて日割り計算する。
- (2) 本新株予約権の行使がなされた場合、直近の利払日の翌日から行使の効力発生日の前日までの利息を日割計算で支払う。
- (3) 利払日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日をもって利払日とする。
- (4) 償還日後は本社債に利息を付さない。

21. 新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は、額面金額 10,000,000 円につき 1 個とし、合計 220 個の本新株予約権を発行する。なお、本社債の券面総額に対する新株予約権の付与割合は 100 パーセントとする。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (a) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (b) 本新株予約権の目的である株式の数（以下「目的株式数」という。）は、行使に係る新株予約権を付した本社債（以下「代用社債」という。）の払込金額の総額を行使価額で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
 - (a) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、代用社債とする。
 - (b) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「出資価額」という。）は、代用社債の払込金額と同額とし、目的株式数 1 株当たりの出資価額（以下「行使価額」という。）は、当初 90 円とする。
 - (c) 本新株予約権を行使したときは、100 円につき 100 円の割合をもって当社に対する代用社債の交付がなされ、かかる交付をもって本新株予約権の行使に際して出資される財産の出資がなされたものとみなす。この場合、当該行使により当社に交付された代用社債は、当該行使の効力発生と同時に消滅する。
- (4) 本新株予約権を行使することができる期間
本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）は、平成 18 年 7 月 14 日から償還日の前日（同日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。）までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第 40 条第 1 項に定める額の 2 分の 1 の額を資本金として計上し（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。
- (6) 行使価額の調整
 - (a) 当社は、本社債の発行後、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整し、以下に定める各時期以降、当該調整後行使価額を適用する。調整後行使価額は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規交付普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規交付普通株式数}}$$

- (i) 時価を下回る払込金額をもって普通株式を募集する場合。
調整後行使価額は、払込期日の翌日以降又は株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 株式の無償割当又は株式の分割により普通株式を交付する場合。
調整後行使価額は、株式の無償割当又は分割のための割当日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 取得と引換えに交付される普通株式 1 株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額が時価を下回ることとなる取得請求権付き又は取得請求権付きの株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下「取得株式等」という。）を交付する場合。
調整後行使価額は、その取得株式等の払込期日又は割当日に、交付される取得株式等の全てが取得され、その取得と引換えに当社の普通株式が交付されたものとみなし、取得株式等の交付日又は割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、取得と引換えに交付される普通株式 1 株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額が、取得株式等の払込期日又は割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、取得され得る最初の日の前日に交付され、かつ、取得株式等の全てが取得されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (iv) 新株予約権の行使により交付される普通株式 1 株当たりの出資、払込み又は給付に係る財産の価額が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を交付する場合。
調整後行使価額は、新株予約権の割当日に、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、新株予約権の割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、新株予約権の行使に際して交付される普通株式 1 株当たりの出資、払込み又は給付に係る財産の価額が、新株予約権の割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (b) 本第(6)項において、「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (c) 本第(6)項第(a)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (i) 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、資本金若しくは準備金の減少、自己株式若しくは自己新株予約権の取得又は株式の併合により、行使価額の調整を必要とする場合。
- (ii) 上記(i)のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、行使価額の調整を必要とする場合。
- (iii) 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されていると判断される場合。
- (d) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未

満にとどまるときは、行使価額の調整を行わない。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し調整後行使価額を算出する場合、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額から当該差額を差し引いた額を使用する。

- (e) 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とする。
 - (f) 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその割当日又は株主割当がない場合は調整後行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、調整後行使価額を適用する日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
 - (g) 行使価額調整式で使用する 1 株当りの払込金額とは、それぞれ以下の金額をいう（金銭以外の財産による出資、払込み又は給付の場合には、会社法に従い決定される適正な価額とする。）。
 - (i) 上記第(a)号(i)の場合は、当該払込金額
 - (ii) 上記第(a)号(ii)の場合は、0 円
 - (iii) 上記第(a)号(iii)の場合は、取得と引換えに交付される普通株式 1 株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額
 - (iv) 上記第(a)号(iv)の場合は、新株予約権の行使により交付される普通株式 1 株当たりの出資、払込み又は給付に係る財産の価額
 - (h) 本第(6)項により行使価額の調整を行った場合、当社は、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本社債権者に対して通知する。
- (7) 行使請求等
- (a) 本社債の行使請求受付事務は、第16項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
 - (b) 行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、その社債券を添えて本項第(4)号の行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (c) 行使請求受付場所に対して行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
 - (d) 行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
 - (e) 当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
 - (f) 当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

22. 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

23. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が第19項又は第20項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第21項第(6)号又は第22項に定める規定に違背し、本社債権者からは是正を求める通知を受領した後 1 か月を下回らない期間内にその履行又は補正をしないとき。

- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき若しくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし又は解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定又は清算若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。

24. 社債券の喪失等

- (1) 本社債の社債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときに限り、代り社債券の発行を請求することができる。
- (2) 本社債の社債券を毀損又は汚染したときは、その社債券を提出して代り社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。
- (3) 代り社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

25. 本社債の譲渡

- (1) 本社債は、社債券の引渡しにより譲渡することができる。
- (2) 本社債は会社法第 254 条第 2 項及び第 3 項の定めにより、本社債と本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
- (3) 譲受人は、本社債を譲り受けた旨を当社に通知し、氏名及び住所を社債原簿及び新株予約権原簿に記載するための手続きをとらなければ、本要項に基づく社債権者としての権利を当社に対して主張できない。

26. 割当方法

第三者割当の方法により株式会社コロワイドに対して全額を割り当てる。

以上